

三島町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

◆町内における自粛要請の緩和・解除等について◆

令和2年6月5日発行

令和2年4月3日付で町民の皆様へ町内での各種行事や会合等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催自粛を依頼し、各地区及び各団体において「中止」や「延期」等の対応を実施して頂きましたことに改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。皆様のご協力により、三島町からの感染者を出すことなく、全国の緊急事態宣言の解除に至ることができました。

国では下表「参考」のとおり段階的に規制を緩和し、停滞している経済活動の再開を促し「新しい生活様式」を定着させながら通常の生活を取り戻すこととしており、福島県においても、県内での観光振興対策として県民限定宿泊補助事業が実施されております。

そこで、三島町においても以下の通り取組方針を定め、町の各事業や会合等について再開して参りますので、町民の皆様におかれましても各地区・各団体・各個人の活動の参考として頂きますようお願いいたします。

= 基本的事項 = ※感染防止のため実施の際は以下の項目についてご協力をお願いします。

【感染防止対策の徹底】

- ①適切な入場者数の制限と誘導の実施
- ②手指の消毒
- ③マスク着用等の要請
- ④『3つの密』（密閉・密集・密接）を避ける
- ⑤室内換気、人と人との距離を適切にとる
- ⑥体調が悪い場合は参加しない

- 集会・会合等について** … ◇町内各地区及び各団体の集会・会合等については、施設の利用上限人数を確認し、適切な人数で、「基本的事項」を遵守し開催して下さい。（※目安：施設収容人数の50%）
- 町関係事業について** … ◇参集規模及び参集者が確認できる事業については感染防止対策を徹底し実施します。（※町総合健診・成人式・地区サロン・健康づくり事業（トレーニング教室）他 お知らせ版にて随時案内）
- 懇親会等について** … ◇町民の皆様の個人・団体等による私的な懇親会等については、受入側店舗との協力により「感染防止対策」をとったうえで実施いただきますようお願いいたします。（※飲食店等における独自の取組みがありましたらその取組みにご協力下さい）
◇行政関係機関主催による懇親会等については当面の間、自粛といたします。
- 外出等について** … ◇6月1日より「県をまたぐ移動自粛の緩和（※首都圏・北海道を除く）」となり、6月19日からは首都圏・北海道との移動自粛も緩和されます。しかし、首都圏では新規感染が確認されておりますので、6月19日以降においても首都圏・北海道との「不要不急の移動」に関しては慎重な対応をお願いします。
- 観光振興について** … ◇福島県民を対象とした福島県内限定宿泊クーポン事業が始まっています。税込7,000円以上の宿泊に対し5,000円の宿泊助成があり、7月末までの期間限定事業ですので、是非ご利用下さい。（※旅行会社を通しての申込みとなります。詳しくはHP「福島県民限定宿泊割引をご覧ください」）
◇6月19日からは「首都圏・北海道を含む県をまたぐ移動自粛の緩和」に伴い、観光客の移動が全国で可能となります。当町の宿泊業の方々も感染防止対策にしっかりと取組み、徐々に受入れを開始いたします。
- 役場への入退庁について** … ◇これまで役場への入庁には「事前予約」をお願いしていましたが、今後はマスク着用と入庁時の手指消毒での対応といたします。ただし、名刺交換の入庁については引き続きお断りさせていただきます。

「参考」 政府における段階的緩和の目安表【イベント、祭り・野外フェスティバル、外出自粛】

	イベント			祭り・野外フェスティバル		外出自粛	
	コンサートなど	展示会など	プロスポーツなど (全国的に移動を伴うもの)	全国・広域的	地域の行事	県をまたぐ移動	観光
6月1日 から	○ 100人 または 収容人数の50% (屋外200人)	○ 100人 または 50%	✕	✕	△ 100人 または 50% (屋外200人)	○ 北海道、埼玉、千葉、 東京、神奈川との不要 不急の移動は慎重に！	△ 観光振興 県内で徐々に
6月19日 から	○ 1,000人 または 50%	○ 1,000人 または 50%	○ 無観客 (ネット中継など)		○ * 特定の地域からの 来場を見込み、人数を 管理できる場合は可	○	△ 観光振興 県をまたぐものも 含めて徐々に
7月10日 から	○ 5,000人 または50%	○ 5,000人 または50%	○ 5,000人 または50%				○
感染状況を見つ 8月1日 からをめぐり	○ 50%	○ 50%	○ 50%	△ 十分な間隔 できれば2m、感染 状況を踏まえて判断			○